

サービス税率変更に関する移行期のガイダンス



2024年3月1日から、一部を除く課税対象サービスにおいて、サービス税率が6%から8%に引き上げられます。税率引き上げ対象外のサービスは以下の通りです。

1. 飲食;
2. 通信;
3. 駐車場
4. 物流（新たに規定された課税対象サービス）

同日新たに追加された課税対象サービスで、標準税率8%が適用されるサービスは以下の通りです。

1. カラオケ
2. 非金融サービスの仲介・引受サービス

事業における円滑な移行のために、税関（Royal Malaysian Customs Department）は2024年2月7日に草案ガイドラインを公表しました。

ガイドラインで強調されている主な点は以下の通りです：

1. サービス税登録者によって提供される課税対象サービス

提供されるサービス	シナリオ	税率
2024年3月1日より前に開始され完了したサービス	支払い時期に関係なく一律	6%
2024年3月1日以降に開始され完了したサービス	2024年3月1日より前の支払い	6%
	2024年3月1日以降の支払い	8%
2024年3月1日より前に開始し2024年3月1日以降に終了するサービス	2024年3月1日以降の支払い	6% (2024年3月1日より前に提供されたサービス部分に対して)
		8% (2024年3月1日以降に提供されたサービスの部分に対して)
	2024年3月1日より前に支払い	6%

上記の表の通り、請求書の発行日は、課されるサービス税率を決定する上で考慮が必要な要素ではありません。

2. 輸入課税対象サービス

一般的に、輸入課税対象サービスに対するサービス税の納税義務は、支払いが行われた日と請求書を受け取った日のいずれか早い日です。

提供されるサービス	シナリオ	税率
2024年3月1日より前に提供され完了	請求書の発行と支払いのタイミングに関係なく一律	6%
2024年3月1日以降に提供され完了	2024年3月1日より前に請求書を受領した場合、または2024年3月1日より前に支払いを行った場合	6%
	2024年3月1日以降に請求書を受領し、かつ2024年3月1日以降に支払いを行った場合	8%
2024年3月1日より前に提供され、2024年3月1日以降も提供されたサービス	2024年3月1日より前に請求書を受領した場合、または2024年3月1日より前に支払いを行った場合	6%
	2024年3月1日以降に請求書を受領し、かつ2024年3月1日以降に支払いを行った場合（2024年3月1日以降のサービス部分に対する費用）	8%